

# 平成 30 年度 特定建築物等 定期報告制度講習会



定期報告制度は、一定の用途・規模の建築物等については、より一層の安全性を確保するため、その調査・検査を建築士や調査員など一定の資格者が行い、その結果を行政庁に報告するよう建築基準法で定められた制度です。

平成 28 年 6 月に建築基準法が強化され、県内においては、報告が義務づけられた建築物や建築設備が大幅に増加しました。このため、今後は定期報告調査を行うことのできる資格者に対する社会的要求が大きくなっていくものと思われます。

今回の講習は、強化された定期報告制度の概要や調査のポイントの解説など、実務的な内容も盛り込んでいます。特定建築物等調査業務はもとより、今後の建築設計・工事監理業務に欠かせないものと考えておりますので、是非御参加くださいますようご案内申し上げます。

## 日 時

平成 31 年 1 月 11 日（金）  
13：30～16：30（受付開始 13：00）

## 場 所

J A・A Z Mホール 別館 3 階 3 0 2 研修室  
（宮崎県宮崎市霧島 1 丁目 1 番地 1）

## 受講料

**無料**

※講義用の資料を全員に配付しますが、希望者には参考図書を販売します（裏面参照）。

## 定 員

民間、行政の建築技術者 **80 名**  
資格の有無は問いません。

## プログラム

- ①定期報告制度の概要
- ②定期報告調査（建築物）のポイント
- ③定期報告書の記入要領

## 講 師

大臣登録講習の講師をお招きし、実務的な解説をいただきます。

※ 本講習は、定期報告制度に係る資格登録のための講習ではありません。

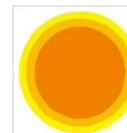
申込み・問い合わせ先：一般財団法人宮崎県建築住宅センター

当センターは宮崎県の委託を受け、本講習会の運営を行っています

〒880-0913

宮崎市恒久 1 丁目 7 番地 14 TEL：0985-50-5586 FAX：0985-50-5621

主催： 宮崎県県土整備部建築住宅課 TEL：0985-26-7195



日本の  
ひなた  
宮崎県